

# 令和8年度（令和7年分）市民税・県民税申告の手引き

## ○所得金額について

所得の種類	所 得 の 内 容	所 得 の 計 算	申告書記入欄
事業所得	製造業、販売業、運送業、建設業、サービス業、漁業等個人の事業から生じる所得	収入金額－必要経費＝事業所得金額 ※1	総 収 入 金 額・・・ア 事業所得金額・・・①
	農産物の生産、果樹の栽培等の事業から生ずる所得	収入金額－必要経費＝農業所得金額 ※1	総 収 入 金 額・・・イ 農業所得金額・・・②
不動産所得	土地、建物、船舶等の貸付から生ずる所得	収入金額－必要経費＝不動産所得金額 ※1	総 収 入 金 額・・・ウ 不動産所得金額・・・③
利子所得	公社債や預貯金の利子に係る所得	収入金額＝利子所得金額	収 入 金 額・・・エ 利子所得金額・・・④
配当所得	法人から受ける利益の配当、利息の配当、剰余金の分配、基金利息、又は証券投資信託の収益の分配に係る所得 ※上場株式に係る配当は原則として申告不要	収入金額－株式等の元本を取得するために借入れた負債の利子＝配当所得金額	収 入 金 額・・・オ 配当所得金額・・・⑤
給与所得	給与、賞金、賞与、その他これらの性質のある所得	別表1)給与所得計算表のとおり計算してください。★計算後の給与所得金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合は、別表1)の金額－100,000円となります。	収 入 金 額・・・カ 給与所得金額・・・⑥
雑所得	国民年金、厚生年金、恩給、確定給付企業年金等	別表2)公的年金等に係る雑所得計算表のとおり計算してください。	収 入 金 額・・・キ 雑所得金額・・・⑦
	原稿料、講演料、食料品の配達などの副収入による所得	収入金額－必要経費＝雑所得の金額	収 入 金 額・・・ク 雑所得金額・・・⑦
	印税、賞金の利子、生命保険契約に基づく個人年金等他の所得区分にあてはまらないもの	収入金額－必要経費★＝雑所得の金額 ★個人年金の場合、掛け金の総額(生命保険会社等からの通知に記載されています。)	収 入 金 額・・・ケ 雑所得金額・・・⑦
総合課税の譲渡所得	営業権、漁業権、車両、機械器具等の譲渡から生ずる所得 ※所有期間5年以下：短期 5年超：長期	収入金額－（取得費+譲渡費用）＝A A－特別控除額※2＝総合課税の譲渡所得金額	収入金額（短期）・・・コ 収入金額（長期）・・・サ 総合課税の譲渡所得・・・⑧
一時所得	生命保険契約に基づく一時金、懸賞の賞品、競馬等の払戻金等から生ずる所得	収入金額－必要経費－特別控除額※2＝A A÷2＝課税される一時所得金額	左記Aの金額・・・シ 上記シ÷2・・・⑧
分離課税の譲渡所得等	土地や建物の譲渡から生ずる所得、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得、株式譲渡益（特定口座で「源泉徴収あり」口座を利用している場合は原則として申告不要）先物取引に係る所得	収入金額－（取得費+譲渡費用） ＝分離課税の譲渡所得金額	市民税・県民税申告書 (分離課税等用)に記入
山林所得	山林を立木のまま、あるいは伐採して譲渡することによって生ずる所得	収入金額－必要経費－特別控除額※2 ＝山林所得の金額	市民税・県民税申告書 (分離課税等用)に記入

※1 収支内訳書で計算してください。 ※2 上記特別控除額は50万円が上限です。

※この手引はR8.1.1 現在の地方税法に基づいて記載していますので、法の改正により一部変更される場合があります。

## 別表1) 納入金額

給与収入額	給与所得金額
1円～650,999円	0円
651,000円～1,899,999円	給与収入額－650,000円
1,900,000円～3,599,999円	給与収入額÷4(A) (A)×2.8－80,000円
3,600,000円～6,599,999円	※千円未満の端数は切り捨て (A)×3.2－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	給与収入額×0.9－1,100,000円
8,500,000円以上	給与収入額－1,950,000円

例：給与収入額2,750,000円の場合 2,750,000÷4=687,500円→687,000円(千円未満端数切り捨て)・(A)

給与所得金額：687,000円 (A)×2.8－80,000円=1,843,600円

別表2) 公的年金等に係る雑所得計算表

(1) 65歳以上【老年者】の方(昭和36.1.1以前生まれ) (2) 65歳未満の方(昭和36.1.2以後生まれ)

収入金額(A)	所得金額
3,299,999円以下	(A)-1,100,000円
3,300,000円~4,099,999円	(A)×0.75-275,000円
4,100,000円~7,699,999円	(A)×0.85-685,000円
7,700,000円~9,999,999円	(A)×0.95-1,455,000円
10,000,000円以上	(A)-1,955,000円

収入金額(A)	所得金額
1,299,999円以下	(A)-600,000円
1,300,000円~4,099,999円	(A)×0.75-275,000円
4,100,000円~7,699,999円	(A)×0.85-685,000円
7,700,000円~9,999,999円	(A)×0.95-1,455,000円
10,000,000円以上	(A)-1,955,000円

例: 昭和20年1月1日生まれで、公的年金等の収入金額が2,500,000円の場合

→ 雜所得金額: 2,500,000円 - 1,100,000円 = 1,400,000円

※公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円~2,000万円の場合は、上記図の所得金額+100,000円、2,000万円を超える場合は、上記図の所得金額+200,000円となります。

○所得から差し引かれる金額(所得控除)について

控除の種類	控除の概要	控除額	申告書記入欄
雑損除	災害(火災、風水害等)、盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けたときや災害関連支出の金額があったときの控除	次の①と②のいずれか多い方の金額 ① その年の損失の金額 - 総所得金額等の合計額 × 10% ② その年の損失の金額のうち災害関連支出の金額 - 5万円	⑩
医療費控除 (セルフメディケーション税制)	●医療費控除 自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族に係る医療費を支払ったときの控除  ●セルフメディケーション税制による医療費控除の特例 健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行う方が、自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費を支払ったときの控除	●医療費控除の場合 支払った医療費 - 保険金などで補填される金額・・・(A)  医療費控除額 = (A) - (総所得金額等の5%か10万円の少ない額) 【最高200万円】  ※医療費控除の明細書の添付が必要です。領収書のみの提出では医療費控除を受けることができません。  ●セルフメディケーション税制による医療費控除の場合 特定一般用医薬品等購入費 - 保険金などで補填される金額 (A)  医療費控除額 = (A) - 12,000円 【最高8.8万円】  ※セルフメディケーション税制の明細書の添付が必要です。 ※「一定の取組を行ったことを明らかにする書類」の添付又は提示は不要です。 。詳細は市、国税庁のホームページをご確認ください。 ※この特例を適用する場合、申告書の区分欄に1と記載してください	⑪
社会保険料控除	自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族が負担することとなっている社会保険料を支払ったときや給与などから差し引かれたときの控除	令和7年中に支払った社会保険料の合計額 対象となる社会保険料: 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、任意継続の保険料、各種共済組合の保険料 など	⑫
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済事業団に支払った第一種共済契約や心身障害者扶養共済制度の掛金があるときの控除	令和7年中に支払った左記掛金の合計額	⑬
生命保険料控除	新(旧)生命保険や新(旧)個人年金保険、介護医療保険で、申告する方が支払った保険料(いわゆる契約者配当金を除く。)があるときの控除	保険料の区分ごとに別表3により計算した金額を記載してください。 ※新(旧)生命保険料、新(旧)個人年金保険料、介護医療保険料の区分は、生命保険会社等が発行する生命保険料控除証明書に表示されています。	⑭
地震保険料控除	損害保険契約等に、申告する方が支払った地震等損害部分の保険料(いわゆる契約者配当金を除く)があるとき	保険料の区分ごとに別表4により計算した金額を記載してください。 ※地震保険料、旧長期損害保険料の区分は、損害保険会社等が発行する地震保険料控除証明書に表示されています。	⑮

ひとり親控除	申告する方がひとり親(要件については右記のとおり)に該当するとき	<table border="1"> <tr> <td>要件</td><td>控除額</td></tr> <tr> <td>現に婚姻していない方又は配偶者が生死不明などの方で、生計を一にする子(総所得金額等が58万円以下で、他の方の扶養親族でない子に限る。)があり、前年の合計所得金額が500万円以下の方</td><td>30万円</td></tr> </table>	要件	控除額	現に婚姻していない方又は配偶者が生死不明などの方で、生計を一にする子(総所得金額等が58万円以下で、他の方の扶養親族でない子に限る。)があり、前年の合計所得金額が500万円以下の方	30万円	(16)								
要件	控除額														
現に婚姻していない方又は配偶者が生死不明などの方で、生計を一にする子(総所得金額等が58万円以下で、他の方の扶養親族でない子に限る。)があり、前年の合計所得金額が500万円以下の方	30万円														
<p>※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者(住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」と記載されている者、また申告する方の続柄が「夫(未届)」「妻(未届)」の場合はその世帯主)がいる場合は、ひとり親控除の適用を受けることができません。</p>															
寡婦控除	申告する方が上記のひとり親に該当せず、寡婦(要件については右記のとおり)に該当するとき	<table border="1"> <tr> <td>要件</td><td>控除額</td></tr> <tr> <td>夫と離別した後再婚をしておらず、子以外の扶養親族を有する方で、前年の合計所得金額が500万円以下の方</td><td>26万円</td></tr> </table>	要件	控除額	夫と離別した後再婚をしておらず、子以外の扶養親族を有する方で、前年の合計所得金額が500万円以下の方	26万円	(16)								
要件	控除額														
夫と離別した後再婚をしておらず、子以外の扶養親族を有する方で、前年の合計所得金額が500万円以下の方	26万円														
<p>夫と死別(生死不明も含む)し、その後再婚していない方で、前年の合計所得金額が500万円以下の方</p> <p>※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいる場合は、寡婦控除の適用を受けることができません。</p>															
勤労学生控除	勤労学生のうち、合計所得金額が85万円以下であり、かつ勤労に基づく所得以外の所得が10万円以下の方	26万円	(17)												
障害者控除	自己又は控除対象配偶者や扶養親族が障害者や特別障害者であるとき	<p>控除額については、手帳等に記載されている内容を元に下記を参考に記載してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>要件(手帳等に下記の記載がある場合など)</th><th>控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者</td><td>身体障害者手帳:3級~6級 精神障害者保健福祉手帳:2級~3級 療育手帳:B 障害者控除対象認定書:障害者</td><td>26万円</td></tr> <tr> <td>特別障害者</td><td>身体障害者手帳:1級~2級 精神障害者保健福祉手帳:1級 療育手帳:A 障害者控除対象認定書:特別障害者</td><td>30万円</td></tr> <tr> <td>同居特別障害者</td><td>上記特別障害者に該当する方と同居している場合</td><td>53万円</td></tr> </tbody> </table> <p>※申告の際は、上記手帳等の写しを添付または提示ください。</p>	区分	要件(手帳等に下記の記載がある場合など)	控除額	障害者	身体障害者手帳:3級~6級 精神障害者保健福祉手帳:2級~3級 療育手帳:B 障害者控除対象認定書:障害者	26万円	特別障害者	身体障害者手帳:1級~2級 精神障害者保健福祉手帳:1級 療育手帳:A 障害者控除対象認定書:特別障害者	30万円	同居特別障害者	上記特別障害者に該当する方と同居している場合	53万円	(18)
区分	要件(手帳等に下記の記載がある場合など)	控除額													
障害者	身体障害者手帳:3級~6級 精神障害者保健福祉手帳:2級~3級 療育手帳:B 障害者控除対象認定書:障害者	26万円													
特別障害者	身体障害者手帳:1級~2級 精神障害者保健福祉手帳:1級 療育手帳:A 障害者控除対象認定書:特別障害者	30万円													
同居特別障害者	上記特別障害者に該当する方と同居している場合	53万円													
<p>○申告する方の合計所得金額が900万円以下の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般控除対象配偶者</td><td>33万円</td></tr> <tr> <td>老人控除対象配偶者(70歳以上の方)</td><td>38万円</td></tr> </tbody> </table>	区分	控除額	一般控除対象配偶者	33万円	老人控除対象配偶者(70歳以上の方)	38万円									
区分	控除額														
一般控除対象配偶者	33万円														
老人控除対象配偶者(70歳以上の方)	38万円														
<p>○申告する方の合計所得金額が900万円を超える場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">申告される方の合計所得金額</th></tr> <tr> <th>900万円超 950万円以下</th><th>950万円超 1,000万円以下</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般控除対象配偶者</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr> <tr> <td>老人控除対象配偶者</td><td>26万円</td><td>13万円</td></tr> </tbody> </table>	区分	申告される方の合計所得金額		900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	一般控除対象配偶者	22万円	11万円	老人控除対象配偶者	26万円	13万円				
区分		申告される方の合計所得金額													
	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下													
一般控除対象配偶者	22万円	11万円													
老人控除対象配偶者	26万円	13万円													
<p>※申告する方の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者控除の適用を受けることができません。</p>															
配偶者控除	生計を一にする配偶者で、合計所得金額が58万円以下(所得が給与のみの場合、給与収入が123万円以下)の方がいるとき	<table border="1"> <tr> <td>申告される方の合計所得金額</td><td>控除額</td></tr> <tr> <td>900万円超 950万円以下</td><td>33万円</td></tr> <tr> <td>1,000万円以下</td><td>38万円</td></tr> </table>	申告される方の合計所得金額	控除額	900万円超 950万円以下	33万円	1,000万円以下	38万円	(19)						
申告される方の合計所得金額	控除額														
900万円超 950万円以下	33万円														
1,000万円以下	38万円														

配偶者 特別控除	生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円超133万円以下であるとき	別表5を参考に控除額を記入してください。 ※申告する方の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者特別控除の適用を受けることができません。	⑩															
扶養控除	生計を一にする親族(配偶者を除く)で、合計所得金額が58万円以下(所得が給与のみの場合、給与収入が123万円以下)の方がいるとき  ※扶養親族の方の年齢によって右記のとおり控除額が異なります。 ※扶養親族の方が事業専従者又は他の方の扶養親族とされている場合は、扶養控除の適用はありません。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年齢等</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般扶養親族</td> <td>16歳以上19歳未満/23歳以上70歳未満 (平成19年1月2日～平成22年1月1日/昭和31年1月2日～平成15年1月1日生まれの方)</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td>特定扶養親族</td> <td>19歳以上23歳未満 (平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれの方)</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>老人扶養親族 (同居老親等以外)</td> <td>70歳以上 (昭和31年1月1日以前生まれの方)</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>老人扶養親族 (同居老親等)</td> <td>老人扶養親族のうち、自己又は配偶者の直系尊属(両親や祖父母など)で、自己又は配偶者の同居を常としている方</td> <td>45万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※扶養親族の方が16歳未満(平成22年1月2日以降生まれ)の場合控除額は0円ですが、市民税・県民税の算定をする際に必要ですので、該当する方がいる場合は、氏名等を記入してください。</p>	区分	年齢等	控除額	一般扶養親族	16歳以上19歳未満/23歳以上70歳未満 (平成19年1月2日～平成22年1月1日/昭和31年1月2日～平成15年1月1日生まれの方)	33万円	特定扶養親族	19歳以上23歳未満 (平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれの方)	45万円	老人扶養親族 (同居老親等以外)	70歳以上 (昭和31年1月1日以前生まれの方)	38万円	老人扶養親族 (同居老親等)	老人扶養親族のうち、自己又は配偶者の直系尊属(両親や祖父母など)で、自己又は配偶者の同居を常としている方	45万円	⑪
区分	年齢等	控除額																
一般扶養親族	16歳以上19歳未満/23歳以上70歳未満 (平成19年1月2日～平成22年1月1日/昭和31年1月2日～平成15年1月1日生まれの方)	33万円																
特定扶養親族	19歳以上23歳未満 (平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれの方)	45万円																
老人扶養親族 (同居老親等以外)	70歳以上 (昭和31年1月1日以前生まれの方)	38万円																
老人扶養親族 (同居老親等)	老人扶養親族のうち、自己又は配偶者の直系尊属(両親や祖父母など)で、自己又は配偶者の同居を常としている方	45万円																
特定親族 特別控除	生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族の合計所得金額が58万円超123万円以下であるとき	別表6を参考に控除額を記入してください。	⑫															
基礎控除	全ての納税義務者に適用	<table border="1"> <thead> <tr> <th>申告される方の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超 2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超 2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>適用なし</td> </tr> </tbody> </table>	申告される方の合計所得金額	控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超 2,450万円以下	29万円	2,450万円超 2,500万円以下	15万円	2,500万円超	適用なし	⑬					
申告される方の合計所得金額	控除額																	
2,400万円以下	43万円																	
2,400万円超 2,450万円以下	29万円																	
2,450万円超 2,500万円以下	15万円																	
2,500万円超	適用なし																	

### 別表3) 生命保険料控除額

① 令和7年分の生命保険料控除証明書に記載されているとおりに保険料を区分してください。

旧生命保険料支払額		旧個人年金保険料支払額		※複数ある場合、区分ごとの合計金額です。	
A	円	B	円		
新生命保険料支払額		新個人年金保険料支払額		介護医療保険料支払額	
C	円	D	円	E	円

②上記A~Eの区分ごとに、下記の計算式に当てはめて計算してください。

A、Bの金額	旧生命保険料に係る控除額	旧個人年金保険料に係る控除額		
~15,000円	Aの金額 円	Bの金額 円	ア	イ
15,001円~ 40,000円	A×0.5+7,500円 円	B×0.5+7,500円 円		
40,001円~	A × 0.25 + 17,500円 (最高3.5万円) 円	B×0.25+17,500円 (最高3.5万円) 円		
C,D,Eの金額	新生命保険料に係る控除額		介護医療保険料に係る控除額	
~12,000円	Cの金額 円	Dの金額 円	ウ	エ
12,001円~ 32,000円	C×0.5+6,000円 円	D×0.5+6,000円 円		
32,001円~	C × 0.25 + 14,000円 (最高2.8万円) 円	D×0.25+14,000円 (最高2.8万円) 円		
合 計	ア+ウ (最高2.8万円) ※アの金額 が2.8万円を超える場合は、アの 金額 円	イ+エ (最高2.8万円) ※イの金額が 2.8万円を超える場合は、イの金額 円	カ	キ
				オの金額 (最高2.8万円) 円
				ク

③ 生命保険料控除額=カ+キ+ク=\_\_\_\_\_円 (最高7万円)

### 別表4) 地震保険料控除額

①令和7年分の地震保険料控除証明書に記載されているとおりに保険料を区分してください。

地震保険料支払額		旧長期損害保険料支払額	
A	円	B	円

※同一契約の中にAとBがある場合には、どちらか片方 (控除額の大きい方) のみの適用になります。

②上記A、Bの区分ごとに、下記の計算式に当てはめて計算してください。

Aの金額	地震保険料に係る控除額		旧長期損害保険料に係る控除額	
	AX0.5 円 (最高2.5万円) 円	ア	Bの金額	イ
		ア	~5,000円	Bの金額 円
			5,001円~	支払保険料×0.5+2,500円 (最高1万円) 円

③地震保険料控除額=ア+イ=\_\_\_\_\_円 (最高2.5万円)

## 別表5) 配偶者特別控除額

申告する方の所得金額及び配偶者の合計所得金額に応じて、1万円～33万円になります。

配偶者の合計所得金額	【参考】配偶者の給与収入金額 ※配偶者の収入が給与所得のみで、 その他の所得がない場合	申告する方の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下
58万円超 95万円以下	1,230,000円超 1,600,000円以下	33万円	22万円	11万円
95万円超 100万円以下	1,600,000円超 1,650,000円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超 105万円以下	1,650,000円超 1,700,000円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	1,700,000円超 1,750,000円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	1,750,000円超 1,800,000円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	1,800,000円超 1,850,000円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	1,850,000円超 1,900,000円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	1,900,000円超 1,971,999円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	1,971,999円超 2,015,999円以下	3万円	2万円	1万円

※配偶者の合計所得金額が133万円を超える場合、配偶者特別控除額は0円です。

例：申告する方の合計所得金額が900万円、配偶者の給与収入金額が170万円（その他の所得なし）の場合

→ 配偶者特別控除額は、31万円

## 別表6) 特定親族特別控除額

特定親族の合計所得金額に応じて、3万円～45万円になります。

特定親族の合計所得金額	控除額	特定親族の合計所得金額	控除額
58万円超 95万円以下	45万円	110万円超 115万円以下	11万円
95万円超 100万円以下	41万円	115万円超 120万円以下	6万円
100万円超 105万円以下	31万円	120万円超 123万円以下	3万円
105万円超 110万円以下	21万円	123万円超	0円

## ○税額控除等について

控除区分	控除の概要	申告書記入欄
配当割額又は株式等 譲渡所得割額 の控除	上場株式等の配当所得、株式等譲渡所得を申告される場合で、支払時に おいて市民税・県民税が徴収された配当所得又は源泉徴収口座における 株式等譲渡所得割額があるとき。	申告書裏面「13 配当割額又は株式等譲 渡所得割額の控除に関する事項」に配当割 額、株式等譲渡割額を記入してください。
寄附金税額控除	住所地の都道府県共同募金会及び日本赤十字社の支部又は自治体に対 して、2千円を超える寄附を行ったとき。 <u>（義援金も含まれます）</u> ※社会福祉法人など、都道府県や市区町村が条例で指定した法人・団体 などへの寄附金も対象です。	申告書裏面「14 寄附金に関する事項」 に支払った金額を記入してください。 ※控除の対象となる寄附金の領収書が 必要です。

### 用語の解説

- 総所得金額等・・・総所得金額（申告書⑨の金額）、株式等の譲渡所得等の金額、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額、先物取引の雑所得等の金額、特別控除額を控除する前の分離課税分の譲渡所得の金額、山林所得金額、退職所得金額（市県民税における分離課税分を除きます。）の合計額に下記損失※の繰越控除を適用後の金額  
※純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除
- 合計所得金額・・・上記の総所得金額等の説明文の「損失※の繰越控除を適用後」を「損失※の繰越控除を適用前」と読み替えたもの